

第6期第2回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成31年2月5日（火曜日） 午後1時30分～

場 所 春日住民センター 1階 大会議室

出席者 坂谷 高義 大野 亮祐 上村 行男 吉住 孝信 田中 延重
内堀 恭子 中道 知代子 亀井 敏数 佐中 拓夫 近藤 寛
和田 克昭 津田 正夫 細見 博美 大槻 祥三

欠席者 加賀野洋美 中塚 達子 吉見 温美

事務局 近藤利明建設部長、義積浩明下水道課長、西山健吾副課長兼経営管理係長、
和久明一工務係長、青木一典施設管理係長、荻野佐和子主幹、矢持竜児主幹、
柳瀬理香子主事

傍聴者 1名

1. 開会

(事務局) それでは、ご案内しておりました時間がまいりましたので、ただいまから「第6期第2回丹波市下水道事業運営審議会」を開催させていただきます。

本日は何かとお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の司会進行をいたします、建設部下水道課長の義積でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、加賀野委員様、中塚委員様、吉見委員様をご欠席される旨をお聞きしておりますので、ご報告させていただきます。委員17名中14名で過半数のご出席をいただいておりますので、当審議会が成立することをご報告いたします。

2. 会長あいさつ

(事務局) それでは、会長より一言ごあいさつを頂戴したいと思います。

坂谷会長、お願いします。

(会長) 本日は、第6期第2回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様には、公私それぞれお忙しいところ、お繰り合わせご出席いただきありがとうございます。

丹波市下水道使用料のあり方についての審議も、本日で第5回目となります。これまでの4回の審議において、当市の使用料の現状や課題を確認していただき、その中で、他市を参考に試算した改定案を見てきました。

そして、前回の審議会では、その改定案を比較しながら、基本的な設定条件等についての意見をまとめていただきました。

本日は、そのまとめました意見を反映させ、修正した改定案を提案していただきます。最終的な答申に向けて、より具体的にまとめていきたいと考えております。

委員の皆様には、審議会としての意見を答申書としてまとめる上で、積極的なご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、下水道運営審議会の開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

(事務局) ありがとうございます。

3. 建設部長あいさつ

(事務局) 続きまして、開会にあたりまして建設部長の近藤からごあいさつ申し上げます。

(近藤部長) 丹波市下水道事業運営審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第6期第2回の審議会を開催しましたところ、それぞれご予定もありますなか、ご出席賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年3月27日に市長より諮問のありました「丹波市下水道使用料のあり方について」今回で5回目となります。その間、委員の皆様には貴重なご意見をいただいたところ です。

本日の審議会につきましては、会長のお話にもありましたように、これまで4回に渡りご審議賜りました「丹波市下水道使用料のあり方」の方向性について、最終とりまとめていただきたいところがございます。

下水道使用料は、市民生活、また、企業活動の中で毎月負担していただくものでもあります。平成23年度に統一されてから初めての大幅な改定となり、その設定は大変難しい判断が求められると思います。

今回は、前回の審議会において集約していただいた結果を基に、使用者負担のバランスを考慮した改定案をご提示させていただきますので、答申へ向けてさらに深い議論をしていただき、審議会としてのとりまとめをお願い申し上げます。下水道事業運営審議会の開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

それから、本日、お手元にカラーのパンフレットをお配りしております。こちらは、その他において、担当の係長からご説明申し上げますが、昨年3月にマンホールのデザ

インを公募したものが決定し、いよいよ市内に設置されました。フォトラリーというイベントを企画しておりますので、後ほど係長からご説明申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、ここで本日の資料を確認したいと思います。

《資料確認》

- ・第6期第2回丹波市下水道事業運営審議会の次第 1枚
- ・丹波市下水道使用料のあり方について(第5回) 両面15ページ 1部

以上の資料となっております。足りない資料等がございましたら、議事に入ります前にお申し出ください。

4. 議事

(事務局) それでは、ここからは、坂谷会長に進行をお願いしたいと思います。

坂谷会長お願いします。

(会長) それでは、議事を進めさせていただきます。

議事(1)「下水道使用料のあり方について(第5回)」について、事務局より説明を求めます。

(事務局) それでは、前回に引き続きましてパワーポイントとお手元の資料を用いまして説明させていただきますので、少し準備をさせていただきます。

それでは、「丹波市下水道使用料のあり方について(第5回目)」をできるだけ分かりやすくご説明したいと心がけますのでよろしくお願いします。

今回については、まず1点目、下水道使用料の改定案についてです。前回8種類の改定案をご提示させていただいた中で、それぞれの特徴や増減幅について議論いただきまして、いただいたご意見を参考にしまして今回新たな改定案を作らせていただいております。

それから、第2回目に下水道使用料の生活保護減免制度についてご説明申し上げます。その制度の廃止についてご説明申し上げます。

最後に、今回、下水道使用料改定の概要についてまとめさせていただいております。この審議の後、市民から一般的なご意見をいただくため、パブリックコメントを実施い

たします。そのパブリックコメントについての概要として載せております。

まず、1つ目として、前回の改定案をご提示させていただいた中でたくさんのご意見をいただきました。その意見をまとめたものがこちらです。項目としては、基本水量をどうするか。2点目が、基本使用料。水を使っても使わなくてもかかる経費です。3点目が、基本使用料を超える部分、従量使用料と言いますが、その累進区分数。最後に、大口使用者の負担増額割合。丹波市では最大で1月だいたい5,000 m³使われるところがあります。そのあたりを議論いただきまして、今回そのこと加味して改定案を作成しております。

基本水量については、10 m³でしたが、現行、水道料金も5 m³が基本水量となっております。基本水量10 m³を水道に合わせて5 m³に減らすことでまとまりました。

基本使用料については、現行2,700円、税込み2,916円ですが、現在、県内一高いということで、引き下げることとなりました。

累進区分数については、現行2区分で1 m³から60 m³、61 m³以上と、実際は10 m³からなので、誤りです。この2区分の設定というのは県内で一番少ないです。多いところだと11区分まであるところもあります。これを5区分から6区分にすることでまとまりました。

それから、5,000 m³付近の大口使用者の増減幅が前回一番少なかったのが、BとB2の16.7%です。2割以上の増加は考えられないといったご意見をいただいた中で、その次に少ないB3の22.3%との間で収めるということで今回、新たに改定案を作成しました。

次に改定案の分類を見ますと、基本水量10 m³のもの、5 m³のもの、基本水量を持たないもの。それから、基本使用料の対象となる維持管理経費をどれだけ配賦していくかというものが、25%と30%とそれぞれあります。前回までが、B4を除いたものでご説明させていただきました。5,000 m³の上げ幅が一番少ないのが、B、B2でしたので、そこを抑えていこうとすると、基本的な考え方から単価設定を変えたり、水量を減らしたりしていきます。今回ですとB2の案を基にして、基本水量を10 m³だったものを5 m³に減らして単価設定したものが今回提案する改定案B4となります。

そのB4の案で、それぞれ、現行の見込まれる件数、見込まれる使用水量から単価を試算し、使用料収入見込が11億9,877万5千円となり、前回示しました対象経費11億9,907万8千円を若干30万円ほど不足しますが、この単価設定でこれだけ使用料収入が見込めます。

こうした単価設定は、現行が、基本使用料（使わなくてもかかるもの）1,500円、0から10 m³が120円で、10 m³分1,200円を合計しますと2,700円となります。これまでは60 m³までが120円、61 m³から180円といった単価ですが、今回は、5 m³が基本水量とな

り、120円。その次、6から10^mが5円安くなり115円、その次の11から20^mについては据え置きの120円、21から30^mが150円、31から50^mが185円、51から80^mが205円、81^m以上が215円という単価設定をしています。これまで改定案A、B、C、A2、B2、C2、A3、B3をご提案させていただいており、その中で、大口の使用量では、BかB2の増減幅が良いということで、B2をベースに今回B4を設定しております。

それぞれの特徴としましては、黄色の部分、基本使用料についてはA案、B案、A2案、B2案は10^mまでを設定して基本使用料を1,500円や1,300円としており、単価については110円で設定しています。一番高いところだと230円まで値上げの単価設定をしないとイケないといった単価設定になっています。改定案Cについては、基本水量を全く設けない場合、C2についても同様に基本水量を無くした場合です。10^mまでは110円で設定していますが、それ以降、単価の値上げ幅が大きくなり、使用水量が少ないところはそれなりに安くなりますが、一番多いところの値上げ幅が30%を超えています。

そういったところで、前回審議会では、B、B2案が一番優位な案ということで、今回、B2を基にB4を設定しました。

それぞれ、全体の使用料収入は変えずに配賦をどの水量区分でいただくか、を変えることとなりますので、それを先ほどの改定案ごとに10^m単位で区切り、現行からのどれくらい値上げになるのかを示した表がこちらです。

現行の基本使用料、これは消費税を含みますが、2,916円です。これから、今回の改定案B4で648円減になり、現行から20%くらい減になります。例えば、前回お示ししました基本水量がない改定案C、C2については、今回課題である基本使用料はかなり安くなりますが、一番高いところ5,000^mが38.7%と4割近い値上げになります。

その他の改定案もそれぞれ特徴がありますが、今回お示しするB4はこれまでの案の中間をとったくらい案になっています。B4については、20^mまでが値下げになり、それ以上は値上げになるのですが、これまでお示した大口使用量で、一番安い案に比べたら少し高いですが、5,000^mで19.5%の値上げ幅になっています。

前回までお示ししていなかったのですが、60^mの使用水量が一番値上げになる割合が多くなります。今回60^mのところ、27.9%の値上げになります。前回までの案も3割を超えるものや3割に近い値上げになるのですが、今回はできるだけ抑えています。値上げ幅は使用水量ごとで見ると一番高くなっています。

改定案をそれぞれ、近隣6市と比較したものがこちらです。前回も同じように表示させていただきました中に、B4の案を入れています。

前回のB、B2案では基本使用料は100円しか値下げになりませんが、今回は600円の値下げになります。近隣の福知山市（旧三和町、夜久野町、大江町）の2,100円に近

付いた形です。それでも、その他の養父市、西脇市といったこのあたりで比べてもまだまだ高い使用料であることは変わりません。

次の月あたり 20 m³は、全国的に下水道使用料の基準になる水量になります。こちらについては、国では最低 3,000 円は取りなさいとなっていますが、丹波市の現行は 4,212 円で、今回の案は 4,185 円で若干 27 円安くなります。

それぞれ、水量ごとに見ていきますと 30 m³は、現行が真ん中あたりにありますが、今回の改定案ですと一番高くなります。40 m³は、近隣の福知山市、養父市に比べると安くなっています。ただし、現行の使用料と比べると高くなっています。50 m³も同じような感じですが、60 m³が一番値上げ割合が高いのですが、こうして見比べますと、近隣市町の福知山市、養父市、西脇市より安く、篠山市より若干高いといった状態です。三田市は比較にならないくらい安いですが、現行よりかは上がるのですが、現行が安い状態です。100 m³も同じような感じですが。市内の最大の 5,000 m³を見ますと、金額的には、先ほど出ました 3 市よりはだいぶ安くなります。ただし、現行より高くなります。

次に、現行の使用料と比較した表です。スライドですと見にくいので、お手元の資料 8 ページをご覧ください。

これは、使用水量ごとの現行料金と今回の改定案 B 4 の金額を載せ、さらにその差額を表示した新旧比較表です。一番右の比較の列を見ていただきますと、0 m³から 20 m³までが、マイナスとなっています。20 m³までの使用水量は値下げになります。その値下げになった分について 21 m³以降で徐々に増額となって負担が高くなります。5,000 m³の欄を見ていただきますと 96 万 9,721 円から 115 万 8,867 円となり、19 万円ほど負担が高くなります。値上げの幅が一番高いところが、左側の 60 m³になりまして、現行 9,396 円から 12,015 円になり、2,619 円高くなります。

それでは、前のスクリーンをご覧ください。

先ほど、20 m³までは値下げになって、21 m³からは値上げになりますと申し上げましたが、それでは、値下げになる人はどれくらいの件数になるのかといったものを表にまとめております。こちらは昨年 11 月に実際に請求をさせていただいた件数が、20,164 件あり、そのうち、20 m³までの件数が、11,607 件ありました。全体の 57.6%と 6 割近い方が値下げになるという状況です。実際 5,000 m³を超えるところは 1 件しかございませんし、それに近いところも数件です。丹波市内はほとんど一般家庭が多く、30 m³までで 8 割を占めています。40 m³までですと 9 割近くなり、ほとんど一般家庭並みの水量の使用人が多いということです。逆に値上げになるのが、42.7%の方が値上げになります。

10 m³までの 6 割近い方が使われた水量で見ますと、11 万 9,257 m³で、全体の内の 24.5%となります。6 割おられて 4 分の 1 くらいの水量しか使っていない状況です。現行の料金ですと 38,073 千円の使用料をいただいております、全体の内 36.4%を占めています。

4分の1の使用水量しかなくて、3分の1以上のご負担をいただいています。

この割合を見ていただきますと、20 m³までの方の負担が多いということが分かりますので載せております。それを今回のB4の単価で試算をしますと、20 m³までの方が35,258千円で、31.9%となります。現行からマイナス4.5%負担を軽減することができます。そのかわり21 m³以上の方については4.5%を増加しますということになります。

ここからは、県内の自治体において1か月分の使用料に置きなおして比較をしています。こちら、宝塚市から洲本市までが基本水量を設けていないところです。明石市から篠山市までが、基本水量5 m³から8 m³のところ。神戸市から丹波市までが基本水量10 m³のところ。圧倒的に10 m³が多いです。その中で、消費税抜きですが、基本使用料は圧倒的に丹波市が高いです。10 m³の中では続いて市川町となります。倍とまでは行きませんが、2番目と比較してもだいぶ高い状況です。今回改定案B4では、基本水量を5 m³に設定しましたので、青色が改定案B4になります。600円の値下げになりましたが、まだ、2番目に高い状況です。

標準的な3人世帯が使われる20 m³を見ますと、香美町に次いで2番目になります。改定案B4では、ほとんど変わりませんが、多可町に近付いた状況です。まだ高いのですが、下の方に近付いた状況です。

これを30 m³で見ますと、20 m³とあまり変わらない、似たような状況です。現行の使用料で見ますと丹波市より高いところが数か所見られます。

60 m³で見ますと、丹波市は真ん中より下になり、この水量では丹波市は安いという状況です。この周辺の負担が少ないので基本使用料が高いということになります。改定案B4では少し値上げをさせていただいて、一番高いところまで行きませんが、高いところの下の方に位置します。

100 m³も同じような状況です。5,000 m³ですと、丹波市は下から数える方が早いくらい少ないところです。かなりの値上げをしましたが、今回の改定案についても大口使用量で見ますと、それほど他市町と比べても高いわけではなく、真ん中より下になる改定案の提案となります。

改定案について、スクリーンでの説明は以上です。資料の12ページをご覧ください。

これまで、改定案をたくさん作る中で、改定案についての考え方や条件についての考え方についてまとめさせていただいております。

まず、改定案のまとめです。丹波市の下水道使用料は、基本水量10 m³を含む基本使用料が県内の自治体で一番高い状況ということ。11 m³を超える従量使用料については、60 m³までと61 m³以上の2段階で増えていく通増従量使用料制となっております。その区分数が2区分というのが、県内で一番少ないということです。一般家庭の使用料、だいたい、3人世帯の家庭で使われる、平均使用量20 m³あたりについては、県内で2番目、全

国的にも上位に位置しています。

こうした中で、基本使用料が高い、その代わりに大口使用者の方は安くなっていると、県内で比べても先ほど見ていただいたように低い状況でございますので、こうした近隣市町との格差、また、使用水量を使っても使わなくても基本水量が高いということで、不公平感がございますので、このあたりを見直すということで、今回の審議会に諮問させていただきます。

まず、基本水量と基本使用料のまとめですが、基本水量については、使用水量が反映せずに使用料に含まれることから、基本水量以下の使用者には不公平感があります。

しかし、使用水量に関係なく収入できることから、経営の観点からはたいへん有利な設定方法となり、県内でも 10 m³を採用しているところが多いです。

しかし、以前、資料でも見ていただきましたが、最近では、核家族化ということで、丹波市内の平均世帯人数も 3 人を切っています。そうした中、トイレ等の節水機器が普及してきておりますので、使用水量自体が減ってきております。このような現状を見ましても、基本水量を 10 m³のままにしておくということも、使用者間の不公平感もあり、そぐわないのかなといったところではあります。

今回基本水量を見直すわけですが、全く廃止をしてしまいますと、今現在、基本水量内の使用者が多くおられますので、かなりの収入をそこから得ております。その収入が全くなくなることとなり、それを他の使用水量分に賦課していきますと、急激な増加になりますので、今回については、基本水量は、5 m³は残しつつ、全く廃止にはしていません。

そうする中で、基本使用料の中に含まれます 1,500 円については、平成 23 年の料金統一の時にも 1,500 円で算定されていまして、今回も試算をする中で、1,500 円で算定されます。このため、これは据え置きをさせていただきます。また、基本水量内に含まれます単価についても 120 円の試算が見込まれますので、そのまま据え置きまして、今回については、基本水量 5 m³分、120 円かける 5 m³の 600 円を現行より引き下げることであります。

それから、基本水量を超える分、従量使用料については、2 段階しかない従量制区分でしたので、それを増やしたいということもあります。これまで 60 m³までは、最低段階が 120 円ということで、先ほども見ていただきましたが、30 m³から 60 m³くらいの方がかなりの増額になってきます。それはこれまでが、かなり安く単価設定をしていたということです。

今回については、基本水量を 5 m³に下げ、600 円値下げをしたことで、不足する分を上従量使用料で、水量ごとの変動割合を出しまして使用料を算定する中での単価設定を出します。今回の改定案 B 4 では、現行の 2 区分から 6 区分、115 円から 215 円までの 6 区分の累進区分数の設定をしています。前回まで色々な試算をする中で、それぞれご意見があるかと思いますが、その間をとった案になっています。

基本使用料については、600 円の減少です。前回ですと C 案でしたら倍の 1,200 円の減額になるのですが、今回半分ですが、ちょうど中間どころの下げ幅です。

一番高いところの 5,000 m³では、19.5%ということで、前回一番低かった 16.7%よりは若干、上げ幅が増えるのですが、20%もいかないよう抑えており、前回の 8 つの案に比べてバランスは取れています。

今回の改定案については、前回までの改定案の一番良いところまではいかないのですが、その中間所をそれぞれの水量分また、基本使用料で採用した結果、この他にも試算をした中で一番バランスが良いものになっています。

たくさん資料があって分かりにくかったかもしれませんが、後ほどまとめて質問等を受けたいと思います。

それでは内容が異なりますが、次の項目について、資料に基づきご説明させていただきます。

大項目 2 点目、下水道使用料に係る生活保護減免制度の廃止について載せております。

現在、丹波市の下水道使用料については、合併前にもそれぞれの町で生活保護減免制度というものがございました。基本料金を 2 分の 1 軽減するとか、全額減免するとか、町ごとに違ってはいましたが、どの町にも生活保護世帯の減免制度はございました。それをそのまま合併時点に引継ぎまして、丹波市では、基本料金全額を免除するという制度を合併以降続けております。

こうした現状で、平成 30 年 3 月末で見ますと、現在、丹波市内で 52 件の世帯の方が、基本料金 2,916 円の減免を適用しております。なお、基本水量を超える部分についてはいただいておるところです。金額で見込みますと、1 年間で、181 万 9,584 円になります。今回改定案 B 4 で基本使用料が下がりますので試算しますと、141 万 5,232 円になります。

兵庫県内の他の市の状況を見てみますと、生活保護減免がある市が、29 市中、8 市となっております。これは平成 29 年 8 月に加古川市さんが調査をされたものです。全額免除が、加古川市、豊岡市、高砂市、加西市で、一部免除が、芦屋市、宝塚市、養父市、丹波市です。それ以外にも資料には、西宮市、神戸市、尼崎市、明石市、川西市の 5 市については最近廃止されたところとして載せております。

こういった現状の中でなぜ、生活保護減免制度を廃止するのかといった考え方については、まず、一番大きい理由が、生活保護費の中の生活扶助費には光熱水道費というのが算定されて支給されています。その中には、上下水道使用料というのが見込まれている、といったそれをきっちり書いてある文言はないのですが、厚生労働省が生活扶助費を算定するにあたって全国消費者実態調査をしておりますして、その中に、基本的な一般的な 1 月の電気代ですとか、ガス代ですとか、上下水道代を調査をし、その平均的なもので一人世帯ならこれくらいかかりますよといったように生活扶助費が算定されてい

ます。このため、下水道使用料を減免するということは、二重給付にあたります。生活扶助費としてお金をもらわれているのにこっちは減免をしているということがあって加古川市が調査をされて、現在、制度廃止しようとしている状態です。

この8市について、それぞれ聞いてみますと、加古川市は、現在経過措置で、近い将来廃止する方向です。何年からというのは教えていただけませんでした。宝塚市は、今年の6月から廃止されます。理由としては生活扶助費との二重給付です。あとの市については、廃止の議論はしたことはあるが、廃止の方向では進んでいない市や全く検討していない市もある状態です。それ以外はまだ廃止の方向性は聞いておりませんが、高砂市の担当者としては廃止の検討を始めたいとのことでした。芦屋市も廃止の方向に持っていきたいが、なかなかその議論が進められていない状態とのことでした。

丹波市についても続いてきた制度ですが、二重給付ということもあり、廃止の方向で進めていきたいと思っております。

公営企業ですので、実際に使用者の方が使われた使用分については使用者負担ということで、負担していただくのが原則でございます。実態として、丹波市の下水道使用料は高いのですが、使用者負担の原則に照らし廃止の検討をしていただきたいと思っております。

方向性としましては、料金改定と合わせまして、1年間使用者の方に周知期間を設けまして平成32年4月使用分から併せて行いたいと考えております。

大項目3番目、下水道使用料改定の概要についてですが、これまで、議論させていただいた中での改定の理由、審議いただいた中での意見を参考にした改定内容、使用料見直しの考え方について文章でまとめております。

これについては、今回、料金改定等の内容をパブリックコメントという形で市民の方からご意見を徴収する制度をとらせていただきます。金額的に、そうしたものを出すと高いといった意見しか出てきませんので、使用料改定の考え方についてご意見を徴収したいと考えており、まとめております。審議の内容ではないのですが、参考に見ただけならと思います。

大変長くなりましたが、以上で資料の説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ここで、10分間、休憩に入りたいと思っております。

《休憩》

(会長) それでは、再開をしたいと思っております。

先ほどの説明の中で、ご質問、ご意見等ございませんか。

(委員) そもそも、なぜ、丹波市は高いのか。豊岡など他市でも地理的に同じような条件のところもあるのにそこに比べて高いのはなぜ。

(事務局) 下水道事業については、基本的に一般会計が負担しなければならないものを除いて、使用料で賦課するという形になっております。丹波市については、雨水を処理する経費は使用料ではなく、一般会計から繰出しをして負担することになっております。それ以外については使用料で賦課することになっておりますが、自治体ごとに考え方がございまして、国が認めた基準に基づいて一般会計から、高い借金を多くしており、借金に対して繰出しをしている状況です。

企業会計になる前ですと、年間 20 数億円を一般会計から下水道会計に繰出しをしていただいております。そのほとんどが、国が定めた基準内の繰出しでございます。

他市が安いのは、基準内だけでなく、基準外繰出しというものをしまして、使用料で負担をさせない、使用料を値下げしようとする市が大半です。現在一般会計側の財政負担が、どこの自治体もかなり厳しくなっておりますので、今現在は、丹波市は上位にいますが、他市は安かったのが今から値上げをしていなければならぬ市がたくさん出てくると思います。先ほど見ていただいた三田市はかなり料金が安かったと思いますが、おそらく値上げをしないとイケないといった新聞記事もございました。経営的には非常に厳しく、一般会計の財政も厳しくなっております。丹波市は元々基準外繰出しというものをせずに、使用料で賦課をする本来の形をとっていたので、下水道だけをみますと、丹波市が高かった状況です。

(委員) 先を見据えていたということですね。

(委員) 私が担当した時は、京阪神と氷上だけ、あとすぐ、篠山ができたり、豊岡ができていますが、早かったんです。散在してたんですね。そして、基本料金で賄うとせざるを得ないところもあった。

(委員) 旧町時代の各町の料金は違う。丹波市になって統一しましたね。その基準みたいなものはあったんですか。

(事務局) 合併前は従量制ではなく、柏原町を除いてほとんどは、基本料金があつて、あとは、家族構成によって一人いくらといった加算をされていた。当時の使用料に見合う近い数字をとったのではないかと。

(委員) 当時は浄化槽が多かったのですね。単位でやっていた。平均で1単位やと。人数が多かったら増やしていくとか。計算方法が分からない最初の内は。言ったら語弊があるかも知れないが、赤字にならないようにしていると。

(事務局) 生まれたばかりの子でも一人800円とか下水道使用料がかかっていたので。ほとんど水を使わないじゃないですか。そういったところを合併によって従量制に変えました。

(委員) 前にも言ったけど、上水道の料金と。我々が払うのは上下で払っているから。水道代いくら払っていると言ったらその金額ということになる。丹波市場合は上の方はそんなに高くない。とも言えない。

(事務局) 高い方ではあるでしょうけど。篠山よりは安いです。

(委員) 篠山は高いでしょ。

(事務局) 上下合わしたら丹波市より高いです。

(事務局) 今、合併時の旧町の料金表について資料をコピーしてきますので、後でお渡しします。

(委員) 不思議やなと思うことがあるんですけど。二世帯住宅とか、1つの敷地内に親御さんが建てられて、その横に息子さん世帯があるところの基本料金は二口なんですか。一口になっているんですか。

(事務局) 水道メータの加入が一口か、別々に分けられて個別に加入されているかによって変わります。メータ単位で請求しますので。その家それぞれです。

(委員) 二軒家が建っていても口が1つなら1つ。基本料金が1つ入ってこないということですね。

(委員) 上水道と下水道、今はもうメータ1つや。そうやから、メータ1個で1つという考え方やね。家が3軒建っていても1つやね。

(委員) それはちょっとどうかなと思いますね。

(委員) 人数は入ってこない。従量制で入ってくる。

(事務局) さまざまな二世帯の形態がありまして平屋で平面的だとか別棟だとか。

(委員) 別棟になったら1個ずつというわけにはいかないんですか。1個ずつでも入ってくるんじゃないかと思いますね。

(委員) ややこしくなるね。色んな問題がでてくる。

(委員) 若い人たちにたくさん丹波市に来てもらおうと思うと、若い人にも、「丹波市に住んで良かった、こういうことが安くて、公平性が保たれる」とかいいなと思うことがないと増えないと思う。

(委員) これから、集落というのをもっと狭めて、固まっていかないとこれから水道事業も難しくなると言うとりました。

(会長) はい、改定案B4はどうですか、みなさん。

(委員) 表の質問なんですけど、9ページの平成30年11月の調定分から算定されていて、B4案になった時の最終的な合計金額で言うと11億48万8千円ですよね。これを単純に12か月かけたら13億2,500万円ほどなんですけど、さっきの損益を考えたときの11億9,000万円というのからいったらかなりプラスになりますけど、これは月によって使用料はさうとう差があるんですか。

(事務局) 今回、参考に見込ませていただいたんですが、現行20,164世帯あるんですが、算定をしている平成31年から平成33年を見ますと、かなり減ってきます。使用水量もかなり減っていく算定の中で、今回単価設定をしております。現行の調定件数、使用水量で算定すると増えてきます。なので、正味は少し減らして計算といった感じです。

(委員) そうですか、なら良いです。

(委員) 3ページの表で、60㎡が一番多いんですけど、だいたい一般家庭でしたら、一番高いと言ったらどのくらいになるんですか。60㎡なんてのは一般家庭ではないですか。一般家庭と言ったらどのくらいまでですか。

(事務局) 一般家庭でも100トンくらい使われているところはあるにはあります。使用実

態は分からないです。3世帯だとかもありますし、隣に作業所を設けられて事業用に用いているのを併用されていたりとか。個人名で100トン使われているところもあります。一番高くなる60m³あたりを見てみますと、一番多いのは個人名のところ。先ほど、副会長がおっしゃった2世帯住宅や3世帯住宅など。だいたい60m³ですと10人以上の世帯ですので、3世帯住宅ですとそれくらい使う。

(委員) だいたい上水道と下水道は半々やね。80m³やったら40、40で。上水道と下水道。

(事務局) 2カ月検針ですので、2か月分の水量から2分の1です。

(委員) よろしいか。14、15ページの生活保護の減免廃止の関係で質問です。丹波市の下水道条例施行規則にあるんですが、常々、生活保護の実態については、色々な物議を醸しているんですが、私も知り合いで生活保護を受けておられる方がいますが、ほんとに条例の中身を考えてみたときに、ほんとに生活困難な方もいらっしゃると思いますので、廃止ということ全面的に既に平成32年4月からという話になっていますので、これを押し出されますと、かなり抵抗される可能性があります。したがって、ある程度、受給者の方が納得をされるような。決して私は、仕事ができるのにしていないといった実体としてはありますので、絶対あると思いますので、そういったことを踏まえて、平成32年4月から施行する、急いでやるといった感覚が分からないんですが、どうしてそういう話になってきたのかといったところや、ましてやその他にも市が施行されていない状況の中で、ほんとに困っている生活保護者の方もいらっしゃるのですね。明日の命も分からないといった困った方もいらっしゃる。そういうことを考えたときにはやっぱり、どうなのかと思いますので、そのあたりの経緯だけ教えていただければ。

(事務局) 生活保護というのは、生活保護費を国から受給していただいてそれで生活されているというのが基本です。その中の生活扶助費というのがありまして、一般的に、最低限生活するうえで必要な光熱水費だとか、ガス代等そういった部分も国から支給されているんです。その中に上水道も下水道料金も含まれているわけなんです。ほんとでしたら受給者は国からのお金をもらって上下水道料金を払われるのが当たり前だったんです。

今回、自治体を調査した中で、二重給付になっていた。片一方で減免をされて、もう片一方で国からその分のお金をいただいていたという。そこで、今回、整理をして、全て廃止をしようという流れではあるんです。

(委員) 支払いをされるということ。

(事務局) はい。今回、国からお金をいただいて支払いをされるということです。

(委員) そこらの説明を丁寧にしてもらわないと分からない。そこはちゃんとやっていく必要があるのかなと。

(事務局) そうですね。誤解をまねかないようにしないといけないですね。

(委員) 丹波市は増えているんですか。減っているんですか。

(事務局) 生活保護ですか。一時、増えた時期もありましたし、波はありますね。結構、生活保護の受給者は高齢の方が増えていますので。

(委員) これから増えると思います。減ることは絶対にはないと思います。

(委員) 52件は少ないね。

(事務局) 52件は現行、減免をしている方です。生活扶助を受けられている方が社会福祉課の窓口に来られて、該当する方については申請をさせていただいて、減免になるんです。

ただし、使用者が生活保護を受けられる方は減免を受けられるのですが、中に、家族の方が、生活扶助を受けられているとかで、実際の使用者はその親の場合は、該当しませんので、実際に生活保護を受けておられる方とイコールではありません。

(委員) 理由はなに。医療の方とか。

(事務局) 医療ではなく、生活扶助で、この人だけとか。それと下水道に繋がられている方です。

それと、先ほど部長が申し上げましたが、二重給付ということで、国の扶助費の中に算定されている。その単価を算定するのに全国の消費者物価実態調査の中から下水道代はいくらですよという基本的な金額が見込まれています。国の基準ですので、丹波市が国の中で高い方の使用料ですので、実際減免を廃止してしまうと、都市部の生活保護を受けられている方よりか上下水道代を払う金額は高いと思います。

考え方としては、一方で国から補助金が出るのにさらに下水道課で補助金を出したみたいな二重給付になりますので、そこは本来の考え方ではないということで、近年廃止する自治体があります。おかしい考え方をそのまま続けるというのもおかしいので今回廃止したいということです。

あと、同じ公営企業である水道事業は最初から生活扶助に対する減免はありません。

昔でしたら、生活保護費を窓口で現金でいただいてそのまま水道料金を納めていただいていた事務も私したことがございます。当然使用者が負担すべきものをこれまでは制度的に残っていたということです。

ただ、いきなり負担が増えますので、そのあたりは重々説明をしていきたいと思えます。

(事務局) 先ほど医療扶助といったことも出てましたが、あくまで生活扶助費の中、上下水道料金になりますので、その分についての減免を廃止するといった考え方です。医療とは別です。

(会長) どうですか。提案されたB4については。

(事務局) 合併前の料金表を配ります。

(会長) 料金表については何か。説明をお願いします。

(事務局) 先ほど部長が柏原町のみと言いましたが、氷上町でも従量制をとっておりました。春日、山南、市島町ですと、基本料金が1戸当たり3,500円とか4,000円とかです。市島ですと3,000円です。それに人数は何百円といった料金をとっておりました。氷上、柏原ですと基本水量は10m³で、超過料金は今とほぼ一緒で60m³までと61m³を超える分の2段階です。氷上では地域ごとに分かれておりました、単価も違いました。

(委員) これ企業の場合は従業員数だったんですか。

(委員) たぶんそうやったと思う。

(事務局) というような料金の差が平成21年までは旧町のままの料金体系で来てまして、水道料金が平成19年に統一を始めて、19年20年21年で料金統一を図ったんですが、下水道はちょっと遅れまして、21年22年23年の3段階で料金統一をしております。それで、現行の料金となっております。

先ほど、佐中委員様が言われたように基本使用料で賄う。特に農業集落排水なんかは、入る戸数が決まっていますので、その戸数で一定に使用料で集めてくる考え方もございますし、例えば、柏原や氷上町ですと、公共下水道ですので、使用水量ごとというように単価設定もされてます。そんなに人口が増えるという見込の下水道の考え方ではなかったのではと思います。

(会長) さあ、どうですか。

《意見なし》

(会長) そうしたら、提案していただいておりますB4で、あとは。

(委員) どういう日程で。

(事務局) 改定する時期は平成32年4月使用分からと考えております。

(事務局) 本日、ある一定の方向で示していただきますと、このあと、議会の方にまとめた状況の報告をさせていただきます、それが今週になると思います。その後、パブリックコメントを市民の方からの意見を1カ月間いただきます。それを含めまして、正副会長様とまとめましたものを見ていただきまして、答申をいただくというところです。それから31年度になりますと、改元とか消費税とか色々ありますので、料金の改定につきましてもシステム改修等、生保の関係もありますので周知期間を設けて、経過措置とかももちまして、広報等で説明をさせていただいたうえで、32年の4月から使用料改定となります。4月使用分です。検針月がありますので。概ね5月、6月といった、だいたいのスケジュールになります。

(事務局) 6月の議会で条例改正を提案し、議会の承認をもらった後、今言ったシステムの改修だとか市民に周知したうえで、平成32年4月の使用分からとなります。

(会長) 今後のスケジュールは、課長や部長がおっしゃったようでございます。それでは、西山さん、後の項目はよろしいか。

(事務局) そうしたら、改定案については、先ほども聞いていただきましたが、この案で進めて議会の承認を6月に諮るように条例改正をしていきたいと思っております。

それから、生活保護廃止については、先ほど吉住委員様からご意見をいただきましたが、これまで恩恵を被ってこられた方については十分に周知のうえ、この料金改定と併せて、同時期に。今後1年間ございますので、この1年間を通じて議会の承認、また、広報、使用者の方への周知等を十分にさせていただきながら廃止に向けて進めさせていただきます。生活保護廃止についても大丈夫でしょうか。

(委員) それでよい。

(会長) はい。大変たくさんのご意見等賜りありがとうございました。本日の審議会としての大枠での意見を集約させていただきました。本日の意見に基づきまして、答申案をまとめたいと思います。次回の審議会では答申案の内容などの確認を考えております。

委員の皆様には、最終の市長への答申まで、もうしばらく慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

5. その他

(会長) それでは、その他に移ります。ありますか。

(事務局) すみません。現在、青垣を除く5町に6個マンホールを設置しています。前回も話させていただきましたが、場所は秘密です。とうことで、探していただきます。このパンフレットの中に写真が載っています。この写真を見て、だいたい場所を推測していただいて探していただくようになっております。これを6個探していただいて貼って応募していただきますと、マンホールグッズ、キーホルダー等を製作中です。それを抽選で100名様にプレゼントをするんですが、今現在30名ほど出てきております。まだ、絶賛募集中でございます。よろしく申し上げます。以上です。

(会長) はい。30名ほど。

(委員) あの、すみません。もうちょっとパブリックコメント市民の声についてどういう形でされるのか知っておきたい。

(事務局) この審議会が終わりましたら、今週末に議会の方にご報告させていただきます。議会の報告を終えてから、来週以降に1か月間周知をしまして、窓口で閲覧をしていただいたり、ホームページで見ていただいて、ご意見をメールまた、封書を頂戴します。その結果については下水道事業運営審議会の方でまとめさせていただいて、素直な意見を皆さんに周知をしたいと思っております。

そうした意見を答申の中にも、もし入れれるものでしたら入れ込んでいきたいと考えております。

(委員) 何月まで。

(事務局) 2月の中旬から3月の中旬までです。

(会長) 広報やら放送やらで。

(事務局) 広報は間に合わないので、ホームページと防災無線とで考えております。

(会長) 自治会の会長さんらに言って下におろしてもいいのでは。

(会長) それでは、その他何かありませんか。

6. 閉会

(会長) それでは、閉会に入ります。

副会長から閉会のあいさつをお願いします。

(副会長) 本日はお忙しい中、大変ご苦勞様でした。

下水道使用料のあり方について、各委員様からたいへん活発なご意見や議論をいただきまして、だいたいの方向性が見えてきたと思います。一定のとりまとめができたと考えておりますので、最後、答申まで活発なご意見等をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。皆様、大変ご苦勞様でした。

終了時間 午後3時10分